

○災害時における応急対策業務に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と、社団法人愛媛県建設業協会喜多支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務（以下「業務」という）を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の所管する業務について、甲が乙に対し、協力を求めるときの必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、業務の応援が必要であると認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別な理由がない限り、協力するものとする。また、乙は、国及び県からの要請と甲の要請とが同時にあった場合には、それらの要請の調整を行い、協力するものとする。

3 甲は、災害応急対策業務要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

(1) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う緊急人命救助及び道路通行確保のための障害物の除去作業

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の提供した建築資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第3条規定による業務に伴い、第三者に損害を及ぼした場合は、その処置について甲乙協議するものとする。

（補償）

第7条 第2条の規定に基づいて業務に従事したものが、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等を適用する。

（災害発生時の情報提供）

第8条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては業務の施工箇所を所管する所属の長、乙においては乙の災害対策本部長とする。

（平時における情報提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が保有する次の情報を、平時から相互に提供するものとする。

(1) 甲が乙に提供する情報は、大洲市の区域における危険箇所等に関する情報とする。

(2) 乙が甲に提供する情報は、乙の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な建設資機材等に関する情報とする。

（防災訓練への参加等）

第11条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、大洲市の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対し文

書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年12月17日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 大洲市若宮958番地の7
社団法人愛媛県建設業協会喜多支部
支部長